



くれ

883号

2020年5月12日
郵政産業労働者ユニオン
呉支部発行

←中国地本HPへ
PC・スマホ等から
この情報が閲覧可！



メールはこちら→

処分続出の会社体質 悪いのは社員なのか

認証司の大量処分

総務省は郵便法に基づき、総務大臣の承認を得ず、兼業を行っていた郵便認証司2,615名に処分等を行ったと発表した。

処分内容は、口頭注意、嚴重注意、戒告である。

兼業の内容として、消防団、農業、不動産収入などが挙げられた。

地域貢献の観点から、消防団に加入して処分を受

けるのは納得できないと驚く人もいるだろう。

消防団として動員すれば、気持ち程度ではあるが手当等が支給される為、兼業となる。

認証司が兼業するには、会社と総務省に申請して許可を得る必要がある、許可を取っていないかった落ち度はある。

しかし認証司に任命する段階で、会社が本人に兼業などを確認すれば、こう



【カーネーション】

母の日に感謝を込めて贈られる花の代表。
花言葉は「母への愛、感謝など」色によって違いもある。
感謝を忘れず、想いを伝えよう。

いった事態は回避できた。2千人以上の処分者からわかる様に、これまで調査や確認すら行っていない責任は会社にないのだろうか。

今回は実態把握する為に事前調査が行われた。

今年の1月中旬に、認証司に研修資料と兼業に関する申請書が渡されている。

管理者から兼業の確認と説明があり、署名後に書類の提出を依頼された。

その時、兼業していると申請した人が今回処分されたのだろうか。

この書類に関して呆れるやり取りがあった。

朝の忙しい配達準備中に渡されて、昼過ぎには、提出の催促。

文書を読んでいないと伝えると、「兼業していないなら、住所と名前を書けばいい」と言う始末。

「文書読まずに、サインしなさいって事ですか？

読まないで何か問題があっても全てサインした私の責任って事ですよね？」と伝えると「わかった。読んでなるべく早く出して

くれ」とその場を離れたがその管理者の常識のなさが垣間見えた。

また、調査と言っても、所得証明の提出を求められた訳でもなく、兼業を申

請したら処分という手法もどうなのだろう。

郵便認証司

認証司の職務は、

① 内容証明の取扱いに係る認証

② 特別送達の取扱いに係る認証

認証司は国家資格であり、みなし公務員となる。試験はなく、会社の推薦で総務大臣が任命する。

会社からではなく、総務省から懲戒処分が出された理由がこれである。

就業規則

兼業の禁止又は制限として、社員就業規則32条に、「あらかじめ会社から許可を受けなければならぬ」と記載されている。

就業規則には、期間雇用社員も社員規則を準用するとなっている。

兼業や副業を政府も推進しているが、会社は原則認めていない。

兼業する前には、認証司でなくとも、許可を取ろう。それ以前の問題として、

兼業しなくとも、1日8時間働けば普通に暮らせる為、全国どこでも時給1,500円以上が望まれる。

郵便物の放棄隠匿

福島県白河郵便局勤務の課長代理が郵便法違反で調査されている。

郵便物を配達せず、自宅や車に隠していたという。郵便物やゆうメール合わせて約6千通が隠匿されていた。

管轄の東北支社は、「調査結果に照らして適切な再発防止策を講じるとともに、再発防止に取り組みます。」と発表。

郵便物の放棄隠匿事件はこれまでもあったが、防止策を講じていなかったのかと誤解を与えかねない文書だ。

このような事案が発生する度に、会社は「郵便物の放棄隠匿禁止の書類配布や宣誓書の署名」、「ロッカー点検」を行うのが通例となっている。

今後の予定

- 6月 9日(火) 17:00~
第8回呉支部執行委員会
支部事務所

次号は 5月26日 予定